

債権管理条例の拡大



乗用車が放置されていたJR草津駅地下の市営駐車場。放置した男性は見つからず、市は債権管理条例に基づいて駐車料金18万円を放棄した。(草津市沢川1丁目)

2008年7月、草津市のJR草津駅地下の市営駐車場に、1台の乗用車が11日間放置されていた。市は警察に相談。市内在住だった50代男性が会社から横領した車だと分かった。男性はすでに転居し、撤去までの3ヶ月分の駐車料金18万円を請求するため市は静岡、和歌山、大阪と住

運用巡り住民訴訟も

湖流

1面から続く

困窮者救済の視点を

湖流

民票が移された跡をたどった。最後に住民票が残る大坂市西成区のアパートに市職員が訪ねたが、男性は住んでおらず、1年後に再び訪問しても不在だった。

回収できない債権は市の未収金として翌年度に繰り越しとなる。同市では09年度約2千億円にのぼったが債権管理条例の制定で、議会の議決なしに債権を放棄できるようになり、10~13年度に男性の事例も含め35件、約2394万円を放棄できる」と意義を語る。

だが放棄を進めるあまり住民訴訟に発展した事例もある。

水道使用料や学校給食費、公営住宅賃料などの滞納者に対する徴収を滋賀県内の市町が強化している。関連する債権管理条例を制定したのは2010年の草津市をはじめ11市町にのぼり、全19市町の半数以上で、全国の都道府県でも特に多い。県条例は制定していないものの、昨年4月に財政課内に債権管理条例を制定され、背後には財政課内に債権回収特別対策室を設け、民事訴

11市町で債権管理条例

景には、2007年の国から地方への税源移譲で、市町村の税収のペイが増えた分、滞納増加のリスクが高まったことがある

年9月末までに起こした訴訟は

訴を起こすなど滞納者に厳しい姿勢で臨んでくる。債権管理条例は全国約2100の市町村で制定されている。背

景には、2007年の国から地方への税源移譲で、市町村の税収のペイが増えた分、滞納増加のリスクが高まったことがある

年9月末までに起こした訴訟は

弘文室長は財政が厳しい中で、歳入を確保しなければならないのは時代の流れ」と説明する。市町の条例は徴収強化だけではなく、適正管理のために、行方不明や破産などで回収の見込みのある債権の放棄を進める狙いもある。放棄をめぐっては福知山市などで住民訴訟が起きた例もあり、運用に課題を残している。

(田代真也)
II 24面へ続く

滞納者への徴収強化

湖流

「放棄」進める狙いも

ある。09年4月に条例施行した福知山市は10年3月に1470件8217万円分の債権を放棄したが、中には1960年代に生活困窮者が貸した金もあり、市民が「回収を怠った上での放棄は不当」として訴訟を起こした。一審で市側が逆転勝訴したが、行政関係者に

支援的な生活再建支援を行うことを条例に盛り込む方針。滞納情報を「生活困窮者のSOS」として、払え珍しい内容で、11月議会に条例案を提出する。

滞納している人に対し就労支援的な生活再建支援を行

うことを条例に盛り込む方針。滞納情報を「生活困窮者のSOS」として、払え珍しい内容で、11月議会に条例案を提出する。

条例に詳しい瀧康暢弁護士(愛知県弁護士会)は「条例は徴収強化の流れで生まれた」としながらも、「生活保護水準以下の生活をしている人は多い。そうした人たちが生活を建て直せるよう、自治体は延々と支払いを促すのではなく、生活保護の受給要件を基準に債権放棄する」ことが必要だと指摘する。(田代真也)

ある。09年4月に条例施行した福知山市は10年3月に1470件8217万円分の債権を放棄したが、中には1960年代に生活困窮者が貸した金もあり、市民が「回収を怠った上での放棄は不当」として訴訟を起

こした。一審で市側が逆転勝訴したが、行政関係者に

93件を数える。対象は、高校の奨学金や母子家庭への貸付金の滞納者が多い。これまでには電話や手紙で支払いを促す以上のことなしていかなかった。東村